

消費者被害注意情報 9

広島県の訪問販売業者に停止命令(3ヶ月)

広島県は、寝具、床敷物などの訪問販売を行っていた事業者に対し、勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘目的等を告げず、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘したとして、特定商取引法違反で業務の一部停止を命じました。

被処分業者

名称：トップアンビション株式会社
 代表者：引宇根 雅隆(ひきうね まさたか)
 所在地：広島市中区白島北町16-29

処分内容：業務停止命令 3ヶ月 (平成21年1月23日～4月22日まで)

上記業務停止命令期間中、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- 指定商品の売買契約の締結について勧誘すること、
- 指定商品の売買契約の申込みを受けること
- 指定商品の売買契約を締結する業務を停止すること。

処分理由

- ・ 勧誘目的等の不明示(特商法第3条違反)
 消費者宅の訪問に際し「トイレを貸してください。」「仏壇を拝ませてください。」などと、勧誘に先立って、その勧誘目的を告げなかった。
- ・ 迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘(特商法第7条第3号、同施行規則第7条第1号違反)
 消費者が再三断っているにも関わらず執拗に勧誘し続け、さらに消費者が承諾していないのに勝手に部屋に入り込むなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘を行った。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1232685759098/index.html>

愛知県の学習教材の訪問販売業者に指示処分

経済産業省では、中学生向け学習教材等の訪問販売を行っていた愛知県の事業者に対し、勧誘に先立って、その相手方に対し、その勧誘目的を告げず、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘したとして、これら行為を行わないよう指示しました。

被処分業者

名称：株式会社Wasseコーポレーション
 代表者：前川 伸昭(まえかわ のぶあき)
 所在地：愛知県名古屋市中村区名駅五丁目30番4号

処分内容：指示

特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の事項を遵守すること。

- 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対して、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を告げること。
- 訪問販売に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をしないこと。
- 訪問販売に係る売買契約の締結について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘をしないこと。

処分理由

- ・ 勧誘目的等不明示(特商法第3条)
 消費者が「教材の販売なら結構です。」と断っているのに、「テストの診断の結果を話すだけです。」と告げるなど、勧誘に先立って、その勧誘目的を告げなかった。
- ・ 迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘(特商法第7条第3号、同施行規則第7条第1号違反)
 消費者から「時間も遅いし後で返事をさせて欲しい。」と告げられたにも関わらず、夜の11時頃まで居座るなど、顧客に対し迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘を行っていた。

<http://www.chubu.meti.go.jp/syokei/pdf/090123presswasse.pdf>